

## 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)

川場村の令和2年度当初予算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 62,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 528,729 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	104,471	61,114		241	8,791	34,325
	老人福祉事業	27,538	877			5,436	21,225
	児童福祉事業	197,736	131,407		6,084	12,283	47,962
社会保険	国民健康保険事業	29,787	15,742			2,864	11,181
	介護保険事業	74,467	2,373			14,699	57,395
	後期高齢者医療保険事業	56,644	5,579			10,412	40,653
保健衛生	保健衛生事業	38,086	1,227			7,515	29,344
合 計		528,729	218,319		6,325	62,000	242,085

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。